11　運輸安全委員会事務局参事官の職務を変更することとした。（第二四三条の四関係）

12　国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条及び第八条関係）

二　国土審議会令の一部改正関係

特殊土壌地帯対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六六号）（農林水産省）

一　土地改良法施行令の一部改正関係

1　豪雨に対する安全性の向上を図るため国、都道府県又は市町村が急速に行う農業用用排水施設の変更を内容とする土地改良事業について、農業用用排水施設が有している本来の機能を維持することを目的とし、土地改良事業に参加する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件として、農業用用排水施設に係る受益地の変更を要することとならないこと等を定めることとした。（第五〇条の二の一一関係）

2　都道府県営土地改良事業として湛水被害総合対策計画に従って農業用用排水施設の新設、廃止又は変更等を行う事業を追加するとともに、当該事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第一〇項、第五〇条の二の二第二項第七号及び第七八条第一項第二号の九関係）

3　耕作放棄地の解消・発生防止を図るために必要な区画整理等を行う国営土地改良事業のうち、農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上を図ることに寄与することが明らかなものについて、特例措置の期限の到来に当たり、申請要件緩和等の特例措置を廃止することとした。（旧附則第二条第二項及び第四条第二項関係）

4　特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画に基づく都道府県営土地改良事業について、特例措置の期限の到来に当たり、申請要件緩和等の特例措置を廃止することとした。（旧附則第三条第二項及び第六条第五項関係）

二　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正関係

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の引上げの対象となる事業として、都道府県が行うことのできるその土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業のうち、土地改良施設の新設等及び農用地の改良又は保全のため必要な事業を加えることとした。（第一条第一号ヲ関係）

三　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一六七号）（内閣府本府）

一　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正関係

1　特別地区・地域制度

㈠　特定情報通信事業に該当する事業として、特定のソフトウェア業等を追加することその他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

㈡　産業高度化・事業革新促進事業に該当する事業として、特定のガス供給業を追加することその他所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

㈢　観光地形成促進関連保証、情報通信産業振興関連保証、産業高度化・事業革新関連保証、国際物流拠点産業集積関連保証及び経済金融活性化関連保証に係る保険料率を定めることとした。（第六条の二、第一二条の二、第一四条、第二三条及び第二八条関係）

㈣　特定情報通信事業の認定の要件及び特定国際物流拠点事業の認定の要件として、事業計画が適切であると認められることを追加することその他所要の規定の整備を行うこととした。（第一一条及び第二一条関係）

2　北部地域の範囲

北部地域は、沖縄県名護市、国頭郡国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町及び伊江村並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村の区域とすることとした。（第三一条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　関係政令の整備等

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四七年政令第一八六号）その他関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第二条～第一四条関係）

三　施行期日等

1　沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）の施行に伴い必要な経過措置を定めることとした。（第一五条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一六九号）（警察庁）

1　長官官房に新たに技術総括審議官一人並びに技術企画課及び通信基盤課を置き、その所掌事務を定めるとともに、長官官房企画課の所掌事務を改めることとした。（第二条、第八条、第一〇条、第一一条及び第一五条関係）

2　長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官及び技術審議官を廃止することとした。

3　長官官房に置かれる審議官のうち関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの及び参事官の数をそれぞれ改めることとした。（第五条及び第六条関係）

4　生活安全局少年課の所掌事務を改め、同課を人身安全・少年課とするとともに、生活安全局生活安全企画課の所掌事務を改めることとした。（第一七条～第一九条関係）

5　生活安全局情報技術犯罪対策課を廃止することとした。

6　交通局交通企画課及び交通指導課の所掌事務を改めることとした。（第三三条及び第三四条関係）

7　警備局警備企画課の所掌事務を改めることとした。（第三八条関係）

8　情報通信局情報通信企画課、情報管理課、通信施設課及び情報技術解析課を廃止することとした。

9　サイバー警察局に新たにサイバー企画課、サイバー捜査課及び情報技術解析課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第四四条～第四七条関係）

10　施行期日等

㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。

㈡　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇保険業法施行令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（金融庁・財務省）

1　保険業法の一部を改正する法律の規定により、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して設けられている政府補助を可能とする特例措置が令和九年三月末まで延長されるため、生命保険契約者保護機構の特例会員に関する規定の整備を行うこととした。（附則第八条の五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一七一号）（厚生労働省）

一　雇用保険法施行令の一部改正（第一条関係）

1　雇用保険法第六六条第一項第一号イの求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準は、当該会計年度の前々会計年度において、次のいずれにも該当することとした。

㈠　失業等給付に係る徴収保険料額及び国庫の負担額（育児休業給付に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費に